

約款・規定集 新旧対照表

株式会社証券ジャパン

平成22年7月1日から、日本証券業協会において「反社会勢力との関係遮断に関する規則」(以下、「反社規則」と言います。)が施行され、「反社会勢力ではない旨の確約」を受ける義務については、平成23年1月1日より施行されます。また、「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令」の施行に伴い、株式会社証券保管振替機構では「社債等に関する業務規定」(以下、「業務規定」と言います。)等の一部改定が行われております。

つきましては、「約款・規定集」の改定を以下の通り行いましたのでご確認くださいませようお願いします。

(改定される約款、規定)

第5章 国債振替決済口座管理約款	「反社規則」の施行についての所要の整備を行っております。
第6章 投資信託受益権決済口座管理約款	「業務規定」の改定、及び「反社規則」の施行についての所要の整備を行っております。
第7章 株式等振替決済口座管理約款	「反社規則」の施行についての所要の整備を行っております。
第11章 外国証券取引口座約款	「反社規則」の施行についての所要の整備を行っております。

(改定項目の新旧対照表)

新	旧
<p>第5章 国債振替決済口座管理約款</p> <p>第16条(解約)</p> <p>次に掲げる場合は、契約は解除されます。</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>— <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。</u></p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p>	<p>第5章 国債振替決済口座管理約款</p> <p>第16条(解約)</p> <p>次に掲げる場合は、契約は解除されます。</p> <p>～ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>— (省略)</p> <p>— (省略)</p> <p>— (省略)</p>
<p>第6章 投資信託受益権決済口座管理約款</p> <p>第9条(抹消申請の委任)</p> <p>振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>第17条(解約等)</p> <p>(1)次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条に</p>	<p>第6章 投資信託受益権決済口座管理約款</p> <p>第9条(抹消申請の委任)</p> <p>振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、<u>償還または</u>お客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>第17条(解約等)</p> <p>(1)次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条に</p>

新	旧
<p>よる当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>— <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。</u></p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>	<p>よる当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>— (省 略)</p> <p>— (省 略)</p> <p>— (省 略)</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>
<p>第7章 株式等振替決済口座管理約款</p> <p>第38条 (解約等)</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>— <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。</u></p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p>	<p>第7章 株式等振替決済口座管理約款</p> <p>第38条 (解約等)</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p>
<p>第11章 外国証券取引口座約款</p> <p>第30条 (契約の解除)</p> <p>(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>— <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。</u></p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第11章 外国証券取引口座約款</p> <p>第38条 (契約の解除)</p> <p>(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p>